

輸出申告書における「仕向人住所氏名」の記載に関するQ&A

「税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）Ⅱ記載要領及び留意事項」については、「関税法基本通達等の一部改正について（平成22年6月30日財関第752号）」により改正を行ったところですが、このたび輸出申告書における「仕向人住所氏名」の記載に関するQ&Aを掲載しました。

Q1 平成22年6月30日に本通達改正を行った趣旨如何。

A1 「実際に貨物を受け取る者」が判明しており、仕入書に荷受人等として記載されている者等の外国における「取引上の当事者」と異なる者である場合には、「実際に貨物を受け取る者」の住所・名称を輸出申告書の「仕向人住所氏名」欄に記載すべきこととして明確化したもの。

Q2 輸出申告時点で「実際に貨物を受け取る者」が判明していない場合、外国における「取引上の当事者」を「仕向人住所氏名」欄に記載すればよいか。

A2 輸出申告時点で「実際に貨物を受け取る者」が判明していない場合、新たに調査等を行っていただく必要はなく、外国における「取引上の当事者」を「仕向人住所氏名」欄に記載されたい。

Q3 外国における「取引上の当事者」の先に、エンドユーザー（1社）が存在し、当該エンドユーザーの住所・名称が判明している場合、「仕向人住所氏名」欄にはどのように記載すべきか。

A3 「実際に貨物を受け取る者」であるエンドユーザーの住所等を記載されたい。

Q4 外国における「取引上の当事者」宛ではなく、取引先の指定する海外工場に貨物を直接送る場合、「仕向人住所氏名」欄にはどのように記載すべきか。

A4 「実際に貨物を受け取る者」である工場の住所等が判明している場合は、「仕向人住所氏名」欄には当該工場の住所等を記載されたい。

Q5 仕入書に、外国における「取引上の当事者」とは別にエンドユーザーの社名の記載があるが、当該エンドユーザーの住所の記載がない。この場合、「仕向人住所氏名」欄にはどのように記載すべきか。

A5 エンドユーザーの住所が判明していない場合は、「実際に貨物を受け取る者」が判明していないとみなし、「仕向人住所氏名」欄には外国における「取引上の当事者」の住所等を記載されたい。

Q 6 外国における「取引上の当事者」の先に、複数のエンドユーザーが存在し、当該エンドユーザーの住所等がすべて判明している場合、「仕向人住所氏名」欄にはどのように記載すべきか。

A 6 複数のエンドユーザーが存在する場合、当該者全ての住所等が判明していたとしても、便宜上「実際に貨物を受け取る者」が判明していないとみなし、「仕向人住所氏名」欄には外国における「取引上の当事者」の住所等を記載されたい。

Q 7 外国における「取引上の当事者」A社の指示により、貨物を倉庫（A社と別住所）に送付する。貨物は、同倉庫で、しばらくストックしたのち倉庫からエンドユーザー向けに納品される。この場合、「仕向人住所氏名」欄にはどのように記載すべきか。（エンドユーザーが不明・未定の場合）

A 7 倉庫会社や配送業者については「実際に貨物を受け取る者」ではないと考えられるので、「仕向人住所氏名」欄には外国における「取引上の当事者」（A社）の住所等を記載されたい。

Q 8 Q 7と同様の内容であって、エンドユーザーが判明している場合

A 8 「実際に貨物を受け取る者」であるエンドユーザーの住所等を記載されたい。